三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
　1　名称
　　京浜急行バス株式会社
　2　主たる事務所の所在地
　　東京都港区高輪二丁目二十番地二十号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
　1　名称
　　京浜急行バス株式会社
　2　主たる事務所の所在地
　　東京都港区高輪二丁目二十番地二十号
　3　講習の種類
　　基礎講習

○国土交通省告示第五百七十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年三月二十日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社けんなん
二　主たる事務所の所在地
　山形県東置賜郡高畠町大字福沢千百三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百七十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年三月二十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社けんなん
二　主たる事務所の所在地
　山形県東置賜郡高畠町大字福沢千百三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百七十五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年三月二十日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　飛鳥ＤＣ川崎株式会社
二　主たる事務所の所在地
　神奈川県川崎市川崎区下並木九十七番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百七十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年三月二十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　飛鳥ＤＣ川崎株式会社
二　主たる事務所の所在地
　神奈川県川崎市川崎区下並木九十七番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百七十七号

木曽川水系における水資源開発基本計画の一部を平成三十年三月二十七日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

2中「この他、既に完成している次の施設の改築を行う。」を「上記事業のほか、水資源開発基本計画に基づく事業等により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行う。

施設名称	事業主体
愛知用水施設	独立行政法人水資源機構
愛知用水二期施設	独立行政法人水資源機構
岩屋ダム	独立行政法人水資源機構
木曽川用水施設	独立行政法人水資源機構
阿木川ダム	独立行政法人水資源機構
三重用水施設	独立行政法人水資源機構
長良川河口堰	独立行政法人水資源機構
味噌川ダム	独立行政法人水資源機構
長良導水施設	独立行政法人水資源機構
徳山ダム	独立行政法人水資源機構

」に改め、「(1)木曽川右岸施設緊急改築事業」及び「(2)木曽川右岸緊急改築事業」を削る。